

行財政 改革

第2次市行財政改革の実施状況

効果額は

約4億7千万円

市は、平成19年1月に定めた第1次行財政改革大綱（18年度～22年度）において、行政サービスの向上や財政の健全化を進めてきました。その実施効果を受け、さらに厳しい財政状況に対応するため、23年3月に第2次行財政改革大綱（23年度～27年度）を定め、財政規模に見合った自治体を目指してさまざまな改革に取り組んでいます。ここでは、23年度の実施状況をお知らせします。

■問い合わせ〓本庁行財政改革推進室（内線434）

行財政改革に取り組む背景

市の長期的財政では、長引く経済の低迷や少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより、市税収入の伸びは期待できず、当面は地方交付税に大きく頼らざるを得ない見込みです。その地方交付税も、28年度から市町村合併の優遇措置が徐々に減少することになっており、歳入の減少が避けられない見通しです。

しかし、合併時に想定しな

かった市民負担の増加はできるだけ避けなければなりません。財政規模に見合った適正なサービス水準への見直しなど、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

今までの取り組み

市は、合併直後の18年度から行財政改革に取り組んできました。第1次では「職員数の削減」「組織機構の見直し」

「市税などの収納率向上対策」「公の施設への指定管理者制度の導入」などに取り組み、

75億円余りの財政効果を生みました。

しかし、合併による地方交付税の優遇措置がなくなる33年度の歳入見込みは約443億円となり、23年度決算額の約619億円と比較して、約176億円も減少すると見込んでいます。このことから、「組織」「事務事業」「財政」の一体的な改革が必要となっています。

これからの取り組み

第2次行財政改革大綱では、

「健全な財政運営」「効率的で効果的な行政運営」「市民とともに歩む行政運営」を柱に、歳入の確保と歳出の見直し、事務事業の集約・合理化、行政事務や公的施設の民間開放、組織の再編と職員数の削減、市民（自治組織やNPOなども含む）との協働の拡大などに取り組めます。実施項目数では、5年間で103項目を掲げています。

今後は、市が責任を持って担う分野、一層の効率化を図る分野、民間活力を活用する分野などの整理を行い、財政規模に見合った自治体へと転換していきます。

23年度の取り組みと成果

第2次行財政改革大綱で定める実施計画に基づき取り組みんだ結果、23年度の効果額は、3億9787万円の計画に対し実績が4億6890万円となりました。この効果額は、これまでの決算額などを基に設定した額に對して、改革により増やすことができた収入額、減らすことができた支出額を表したものです。

23年度に計画した項目のう

ち、「市税の収納率向上対策」では、訪問催告の実施やコールセンターの電話催告により、7825万円の効果額を生み出しました。「一般職の給与見直し」では、24年1月から始めた平均4・7%の給料月額の前年度から29人減の1250人（23年4月1日時点）としたことで、2億2941万円の効果額を生み出しました。

第2次実施計画では、改革の成果として目指す姿を明らかにし、4つの成果目標を掲げています。23年度は、いずれも目標を達成しています。

■成果目標と実績の比較（23年度）

項目	目標	実績
普通会計の歳出規模	619億円	609億2,200万円
財政調整基金残高	38億円	43億2,000万円
地方債残高（※ ¹ ）	600億円	580億3,000万円
実質公債費比率（※ ² ）	19.9%	19.9%

※¹ 償還費用が地方交付税の算定に含まれる臨時財政対策債分を除く

※² 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、当該年度に公表した数値による

11 月は「ねんきん月間」です

納め忘れのある人は 「後納制度」の利用を――

国民年金は、老後の生活保障のほか、病気やけがで障がいが残った場合などに、あなたや家族を守ってくれる年金です。国民年金制度を理解して、みんなが安心して生活できる社会をつくりましょう。

年金保険料を納めて

老齢基礎年金満額を

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間で、国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、保険料を納めていない期間がある場合や、資格取得（厚生年金や共済年金から国民年金への変更手続き）などの届け出忘れにより、国民年金の資格期間が足りない場合は、将来の年金額が少なくなったり、年金そのものを受給できなくなったりすることがあります。

納付可能期間を

10年間に延長

このような事態を避けるため、遡って国民年金保険料を納めることができる期間を、

過去2年間に延長する後納制度が始まりました。この制度は、ことし10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限って行われるものです。

ただし、既に老齢基礎年金を受給している人や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格のある人は納めることができず、

事前に申し込みをし

審査を受ける必要があります

過去10年間の保険料を納付するには、事前に申し込み、審査を受ける必要があります。審査の結果、この後納制度を利用できない場合もありますので、ご注意ください。

受給の資格期間を

10年間に短縮予定

27年10月から、年金の受給資格期間が、これまでの25年間から10年間に短縮となることとが予定されています。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル、または一関年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ先

基礎年金番号が分かるものをご用意のうえ、お問い合わせください。

■国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル） ☎ 0570-011-050

050 または、070 から始まる電話でかける場合は ☎ 03-6731-2015

＜受付時間＞ 月曜日 午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からかけると、全国どこでも市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話など）からかけると、通常の通話料金となります

※「03-6731-2015」の電話番号にかけると、通常の通話料金となります

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日初日に午後7時まで利用できます

※祝日（第2土曜日を除く）と12月29日～1月3日は利用できません

■一関年金事務所 ☎ 0191-23-4246

※受付時間は、国民年金保険料専用ダイヤルと同様です

